

入札心得

- 1、 入札室においては静粛にしなければならない。
- 2、 入札者（その代理人を含む。）以外のものは、入札室に立ち入ってはならない。
- 3、 入札者（その代理人を含む。）が入札しようとする場合は係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4、 すでに投函した入札書の引き換え、変更または、取り消しは認めない。
- 5、 次の各号の一に該当する入札は、無効または失格とする。
 - 一、 入札書に記名押印を欠く入札
 - 二、 入札書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない入札
 - 三、 同一入札者がなした2以上の入札
 - 四、 入札金額の訂正、若しくは判読しがたいと認められる入札
 - 五、 入札に際して、公正な入札の執行を、害する行為をなした者の入札
 - 六、 入札に関して、連合等の不正行為をした者の入札
 - 七、 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者の入札
 - 八、 その他入札条件に違反した入札
- 6、 入札者が、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - 一、 入札前にあっては、管財課まで入札辞退届を提出するものとする。
 - 二、 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
 - 三、 入札者は、正当な理由無く前一、二の提出がなき場合は、指名停止措置対象にするものとする。

御 所 市 長